

# ブラック企業にならないための 求められる適正な労働時間管理と企業の リスク対応策

# 一労働専門弁護士が詳しく解説―

◇日 時◇ 2018年 5月23日(水)13:30~16:30

◇会 場◇ 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

◇講 師◇ 神内 伸浩 氏 神内法律事務所 弁護士

1995年社労士資格取得。事業会社の人事部勤務を8年間弱経て、2007年弁護士登録(第一東京弁護士会)。著書として、『管理職トラブル対策の実務と法【労働専門弁護士が教示する実践ノウハウ】』(共著、民事法研究会)、『65 歳雇用時代の中・高年齢層処遇の実務』(共著、労務行政)、『課長は労働法をこう使え!――問題部下を管理し、理不尽な上司から身を守る60の事例と対応法』(単著、ダイヤモンド社)ほか。

# ◇参加対象◇人事・労務部門および法務部門のご担当者

### 開催にあたって

第2次電通事件が契機となり、2016年12月、厚労省は「過労死等ゼロ緊急対策」を公表し、過重労働防止対策の強化を打ち出し、さらに2017年1月には「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を新たに示し、労働時間の考え方を明確にするとともに、残業等を含む労働時間の自己申告制のありかたについても厳格な管理を求めています。当然今後の実務にも大きな影響を及ぼすことが必然となっております。

今回、このセミナーでは、ガイドラインの内容やその及ぼす影響だけでなく、最近の労働判例を踏まえて労働時間の管理のポイントやリスク防止策を詳しく理解をすることで、今後の実務対応をいかにすべきかを詳しく解説いたします。

- \* 申込書にご記入いただいた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業や刊行物のご案内をお送りする際に利用させていただきます。
- \*「セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより [TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]をご参照下さい。

#### 【受講料】 1名 〈稅込〉

#### \* お二人目からの参加料は、上記金額の半額とさせていただきます。

正会員	15,660 円 本体価格 14,500 円	— 般	16,740 円 本体価格 15,500 円
-----	---------------------------	-----	---------------------------

- ◎お申込み: 当会ホームページまたは E-mai でお申込み下さい。
- \*お申込み後(開催1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り いたします。
- \*最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。
- \* 会員企業一覧は当会ホームページでご確認いただけます。(http://www.bri.or.jp)
- \* お申込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますのでご出席できない場合は、代理の方のご出席をお願いいたします。
- \*FAXでお申込みの際、「O(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、 必ず「O」を押してから、番号入力をお願いいたします。(別番号への 誤送信にご注意下さい。)

#### 【申込先】一般社団法人 企業研究会 担当:金井 ©E-mail:kanai@bri.or.jp

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2階

申込方法 当会ホームページよりお申込みください。 https://www.bri.or.jp \*その他セミナーの最新情報もご覧いただけます。

企業研究会セミナー	検索
	40

181054-0503		03	2018.5.23「求められる適正な労働時間管理と企業のリスク対応策」		
会社名	7				
住 芹	听	₹			
部課				フリカ・ナ	
の味 役職				お名前	
以則				J	
TEL		FAX			
E—ma	il				
部課				フリカ・ナ	
┅砞 役職				お名前	
1又収					
TEL				FAX	
E—mail					
		•			

# ブラック企業にならないための **求められる適正な労働時間管理と企業のリスク対応策** 一労働専門弁護士が詳しく解説一

# ◆ プログラム ◆

■日 時:2018年 5月23日(水) 13:30~16:30

■講 師:神内 伸浩 氏 神内法律事務所 弁護士

## **| 厚生労働省のガイドラインとその影響**

1 ガイドライン制定の経緯

- 2 ガイドラインのポイント
  - ・ガイドラインの趣旨
  - ・46 通達との変更点
- 3 労働時間・休日に関する原則
  - ・1 日 8 時間、1 週 40 時間の原則
  - ·労働時間把握義務
  - ・自己申告制を採用する場合の留意点
  - ・法定休日と法定外休日
  - ・休憩時間に関する留意事項

## Ⅱ 最近の注目すべき労働時間管理に関する主な裁判例

- 1 プロッズ事件(東京地裁 平 24.12.27 判決)
  - ・タイムカードの記録と事実認定の手法
- 2 十象舎事件(東京地裁 平 23.9.9 判決)
  - ・タイムカードがない場合の事実認定
- 3 萬屋建設事件(前橋地裁 平24.9.7 判決)
  - ・自己申告制を採用する場合の問題点
- 4 ヒロセ電機事件(東京地裁 平 25.5.22 判決)
  - ・時間外勤務命令書の有効性

#### Ⅲ 適正な労働時間管理のあり方と企業リスク防止策

- 1 36 協定
  - ・厚生労働省の限度基準
  - ・特別条項とは何か
  - ・限度基準を超えた36協定の有効性
- 2 割増賃金
  - ・管理監督者
  - ・事業場外労働
  - ・裁量労働
  - ・固定残業代制度
  - ・残業代の未払いは、直ちに強制執行可能!?
- 3 長時間労働
  - ・長時間労働と健康障害のリスク
  - ・過労死・過労自殺案件の「負け裁判」から学ぶべきこと
  - 1日8時間の原則には理由がある!?
  - ・長時間労働を減らすにはどうすればよいか
- Ⅳ 質疑応答

13:30

-解説-